

第15回 北九州市景観審議会 議事要旨

日 時：平成30年8月20日（月） 13:30～15:30

場 所：北九州市役所 本庁舎 3階 特別会議室B

出席者：

委 員 坂本紘二、城水悦子、赤川貴雄、小鉢由美、籠田淳子、貞包健一

柴田加奈子、松山祐子、御園和穂 9名

(欠席：岡本博志、金成子、郷田和正、柴田久、立山律子)

事務局 二宮部長、石原課長、山本係長、石垣係長、矢野主査、比山主任

議事1 北九州市景観づくりマスタープラン改定素案について

第1章 景観特性について

委 員 ・曾根干潟は北九州市の景観の一つだが、海辺ゾーンではないのか。

委 員 ・曾根干潟は陸地でないから、ゾーニングの対象外ということではないか。

事務局 ・曾根干潟は陸地と同じ自然・田園ゾーンと考えられる。

委 員 ・海辺ゾーンのイメージとして掲載している若松北海岸の写真は、景観的に魅力のある写真に差し替えてはどうか。

第3章 景観形成の基本方針について

委 員 ・景観形成の基本方針の図について、門司競輪場跡地周辺は、街なかゾーンに含まれているように見えるが、周辺市街地ゾーンではないか。

事務局 ・このゾーンの境界は明確な境界（線）を示すものではないが、考え方としては、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に示す「街なか」を「街なかゾーン」として考えている。

委 員 ・景観形成の基本方針の図は、境界をぼかしすぎなため、もう少し地理的な整合性が分かるようにすべき。

委 員 ・各ゾーンのイメージ(加工)写真は、もう少し見栄えを良くできないか。

第4章 景観づくりの行動指針について

委 員 ・「市民の役割」について、「景観資源の発見に努めます」で終わらず、発信することまで記載した方がよい。

第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

委 員 ・「5 景観施策の推進体制」として関連部局との連携が明記されたことは大変よい。

委 員 ・関連部局との連携を推進させるためにも、都市景観が市の重要な財産である旨について市長によるメッセージがまえがきとしてあるとよい。

委 員 ・各区役所とも連携して、各区で活動している団体等と連携していく必要がある。

委 員 ・門司港で活動している門司港まちなみづくり協議会のような団体が各区にできるとよい。

- 委員 ・目標 5 に、訪れる人に魅力ある景観づくりと記載しているため、来訪者の意見をどう把握していくのかを検討する必要がある。
- 事務局 ・実際にアンケートを取ることは難しいが、観光施策の中でアンケート等を実施する機会があれば、景観についての項目を追加していく予定である。
また、行政評価に係る市民アンケートにおいて、居住年数1年未満の属性で集計するなど、集計方法を工夫することで、来訪者の感覚に近い意見を把握することもできると考えているが、これからの課題である。

資料編について

- 委員 ・景観まちづくりに取り組む地域主体として紹介している「門司港まちなみづくり協議会」について、もう少し詳しく紹介してはどうか。
- 委員 ・「市民・事業者等の主体的な景観づくり」として、多くの活動が紹介されているが、活動が尻すぼみになっているものもある。

その他

- 委員 ・景観づくりの冊子であるため、もっと魅力的なデザインにして欲しい。
- 委員 ・来年元号が変わるので、西暦と和暦の表記について整理した方がよい。
- 委員 ・様々な団体等が夜間照明や花植えなどに取り組んでいるが、地域ごとのデザインの方向性が感じられない。地域のデザインの方向性を示し、より良い景観づくりの活動とするため、地域のランドデザインが必要である。
- 委員 ・マスタープランに続く、地域のローカルプランが必要である。
- 委員 ・地域の計画づくりにかかる費用の一部負担など、まちづくり団体に対する支援ができないか。
- 事務局 ・現状の制度においても、専門家派遣など、地域のルールづくりを支援する制度はある。
- 委員 ・10年経って取組の成果を初めて評価するのではなく、5年後ぐらいに、取組状況について議論できる場があるとよい。
- 事務局 ・取組状況について、当審議会に進捗報告することが必要であると考えている。
- 委員 ・景観の良し悪しについて、皆で意見を言い合うこと自体が大切である。
- 委員 ・地域の方々が景観について率直な意見を言える場があることが大切である。
- 委員 ・景観づくりの担い手となる後継者に伝えていくため、これまでの取組を物語として記録することも大切である。
- 委員 ・今後は空き家が増え景観への影響が大きくなるため、都市計画としっかり連携して取り組んでいく必要がある。
- 委員 ・一概に景観と言ってもみんなの価値観が異なるため、広く皆さんの意見を聞きながら取り組むことが重要だと思う。

以上